15	(三)かごを使用してかにをとることを目的とする漁業	0・10
16		区
17	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業であってその操業期間が九月未満のもの	0・10
18		区
19		0・10
20	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であって(ろ)に掲げるもの以外のものでその操業期間が九月未満のもの	0・10
21		区
22		0・10
17	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業であってその操業期間が九月以上のもの	0・10
18		区
19		0・10
20	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であって(ろ)に掲げるもの以外のものでその操業期間が九月以上のもの	0・10
21		区
22		0・10
17	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であって(ろ)に掲げるもの	0・10
18		区
19		0・10
20	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であって(ろ)に掲げるもの以外のものでその操業期間が九月未満のもの	0・10
21		区
22		0・10
15	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であってさけをとることを目的とするもの	0・10
16		区
17	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であってその操業期間が九月未満のもの	0・10
18		区
19		0・10
20	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であって(ろ)に掲げるもの以外のものでその操業期間が九月以上のもの	0・10
21		区
22		0・10
15	(三)かごを使用してかにをとることを目的とする漁業	0・10
16		区
17	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であってその操業期間が九月未満のもの	0・10
18		区
19		0・10
20	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であって(ろ)に掲げるもの以外のものでその操業期間が九月以上のもの	0・10
21		区
22		0・10
23	(三)十トン未満の漁船により(五)から(ぬ)まで及び(三)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であって(ろ)に掲げるもの	0・10
24		区
25		0・10
26	(三)十トン未満の漁船により(五)から(ぬ)まで及び(三)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であって船びき網を使用して営む漁業を主とするもの	0・10
27		区
28		0・10
29	(三)十トン未満の漁船により(五)から(ぬ)まで及び(三)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であってまき網を使用して営む漁業、釣りによっていか若しくはぶりをとることを目的とする漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業又は総漁獲金額に占めるさけ及びますの漁獲金額の割合が二分の一を超える漁業を主とするもの	0・10
30		区
31		0・10
32	(三)十トン未満の漁船により(五)から(ぬ)まで及び(三)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であって(ろ)から(ぬ)までに掲げるもの	0・10
33		区
15	(三)かごを使用してかにをとることを目的とする漁業	0・10
16		区
17	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業であってその操業期間が九月未満のもの	0・10
18		区
19		0・10
20	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であって(ろ)に掲げるもの以外のものでその操業期間が九月以上のもの	0・10
21		区
22		0・10
17	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であって(ろ)に掲げるもの	0・10
18		区
19		0・10
20	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であって(ろ)に掲げるもの以外のものでその操業期間が九月未満のもの	0・10
21		区
22		0・10
15	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であってさけをとることを目的とするもの	0・10
16		区
17	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であってその操業期間が九月以上のもの	0・10
18		区
19		0・10
20	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であって(ろ)に掲げるもの以外のものでその操業期間が九月以上のもの	0・10
21		区
22		0・10
23	(三)十トン未満の漁船により(五)から(ぬ)まで及び(三)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であって底びき網を使用して営む漁業を主とするもの	0・10
24		区
25		0・10
26	(三)十トン未満の漁船により(五)から(ぬ)まで及び(三)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であって船びき網を使用して営む漁業を主とするもの	0・10
27		区
28		0・10
29	(三)十トン未満の漁船により(五)から(ぬ)まで及び(三)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であってまき網を使用して営む漁業、釣りによっていか若しくはぶりをとることを目的とする漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業又は総漁獲金額に占めるさけ及びますの漁獲金額の割合が二分の一を超える漁業を主とするもの	0・10
30		区
31		0・10
32	(三)十トン未満の漁船により(五)から(ぬ)まで及び(三)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であって(ろ)から(ぬ)までに掲げるもの	0・10
33		区
15	(三)かごを使用してかにをとることを目的とする漁業	0・10
16		区
17	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業であってその操業期間が九月未満のもの	0・10
18		区
19		0・10
20	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であって(ろ)に掲げるもの以外のものでその操業期間が九月以上のもの	0・10
21		区
22		0・10
17	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であって(ろ)に掲げるもの	0・10
18		区
19		0・10
20	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であって(ろ)に掲げるもの以外のものでその操業期間が九月未満のもの	0・10
21		区
22		0・10
15	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であってさけをとることを目的とするもの	0・10
16		区
17	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であってその操業期間が九月未満のもの	0・10
18		区
19		0・10
20	(三)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であって(ろ)に掲げるもの以外のものでその操業期間が九月以上のもの	0・10
21		区
22		0・10
23	(三)十トン未満の漁船により(五)から(ぬ)まで及び(三)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であって底びき網を使用して営む漁業を主とするもの	0・10
24		区
25		0・10
26	(三)十トン未満の漁船により(五)から(ぬ)まで及び(三)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であって船びき網を使用して営む漁業を主とするもの	0・10
27		区
28		0・10
29	(三)十トン未満の漁船により(五)から(ぬ)まで及び(三)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であってまき網を使用して営む漁業、釣りによっていか若しくはぶりをとることを目的とする漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業又は総漁獲金額に占めるさけ及びますの漁獲金額の割合が二分の一を超える漁業を主とするもの	0・10
30		区
31		0・10
32	(三)十トン未満の漁船により(五)から(ぬ)まで及び(三)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であって(ろ)から(ぬ)までに掲げるもの	0・10
33		区